

毎週火・金曜日発行

# 秋田県公報

## 目次

### 告示

自衛官の募集期間(四五六・総務課)

自衛官採用試験の試験期日等(四七七・総務課)

既存の大規模小売店舗の変更に関する届出(四五八・商工業振興課)

漁業災害補償法の規定に基づく加入区及び漁業区分の一部改正(四五九・水産漁港課)

森林病虫害等防除法による秋田県防除実施基準並びに秋田県高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域の変更(四六〇・森林整備課)

兼用工作物の管理の方法に関する協議の成立(四六一・道路環境課)

道路区域の変更及び供用開始(四六二・道路環境課)

建築基準法による道路位置の指定(四六三・由利建設事務所)

県営土地改良事業計画の変更(秋田総合農林事務所)

土地改良区の役員の変更(秋田総合農林事務所)

土地改良区の定款変更の認可(平鹿総合農林事務所)

特定調達に係る落札者の決定(管財課)

特定調達契約に係る一般競争入札の実施(管財課)

秋田県収納代理金融機関の名称の変更(会計課)

秋田県告示第四百五十六号

平成十四年度第二次二等陸士、二等海士及び二等空士の募集期間が次のとおり定められたので、自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第百七十九号)第百十四条及び百十

## 告示

秋田県告示第四百五十六号

平成十四年度第二次二等陸士、二等海士及び二等空士の募集期間が次のとおり定められたので、自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第百七十九号)第百十四条及び百十

八条の規定に基づき、告示する。

平成十四年六月二十五日

募集期間

平成十四年七月一日から同年九月六日まで

秋田県知事 寺田典城

秋田県告示第四百五十七号

平成十四年度第二次二等陸士、二等海士及び二等空士の採用試験の試験期日及び試験場を次のとおり定めたので、自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第百七十九号)第百七条第一項及び百八条の規定に基づき、告示する。

平成十四年六月二十五日

秋田県知事 寺田典城

試験期日	試験場		募集地域
	名称	位置	
受付時に指定する日	自衛隊秋田地方連絡部	秋田市山王四丁目三番三十四号	秋田県全域
	陸上自衛隊秋田駐屯地	秋田市寺内字將軍野一番地	
	自衛隊秋田地方連絡部大館出張所	大館市赤館町三番三号	
	自衛隊秋田地方連絡部能代募集事務所	能代市花園町二十六番二十二号	
	自衛隊秋田地方連絡部秋田募集案内所	秋田市茨島二丁目八番二十四号	
	自衛隊秋田地方連絡部本庄募集事務所	本庄市出戸町字給人町七番三号	
	自衛隊秋田地方連絡部大曲募集事務所	大曲市田町二一五番五号	
	自衛隊秋田地方連絡部横手募集事務所	横手市横手町字上真山百九十五号	
		横手市、湯沢市、平鹿郡、雄勝郡	
		大館市、鹿角市、北秋田郡、鹿角郡	
	大館市、山本郡		
	秋田市、男鹿市、河辺郡、南秋田郡		
	本庄市、由利郡		
	大曲市、仙北郡		

秋田県告示第四百五十八号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)附則第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成十四年六月二十五日

秋田県知事 寺田典城

- 一 届出事項の概要
- (一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所  
株式会社タカヤナギ興産 代表取締役 高柳 智史  
湯沢市田町二丁目三十六番地の二
- (二) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
タカヤナギ元清水店  
湯沢市元清水二百七番一
- (三) 変更しようとする事項
- (1) 小売業を行う者の閉店時刻  
株式会社タカヤナギ 外二者  
ア 変更前 午後九時  
イ 変更後 午後十一時
- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
ア 変更前 午前八時四十五分から午後九時十五分まで  
イ 変更後 午前八時四十五分から午後十一時十五分まで
- (四) 変更する年月日  
平成十四年六月十七日
- 二 届出年月日  
平成十四年六月十二日
- 三 関係書類の縦覧場所及び期間
- (一) 縦覧場所  
県庁第二庁舎一階 県政情報資料室  
湯沢市役所 商工観光課
- (二) 縦覧期間  
平成十四年六月二十五日から同年十月二十五日まで
- 四 意見書の提出先  
秋田市山王四丁目一番一号 秋田県産業経済労働部商工業振興課

五 意見書に添付する書面に記載すべき事項

(一) 意見を述べる者の氏名及び住所  
意見の対象となる大規模小売店舗の名称  
意見を述べる理由

秋田県告示第四百五十九号  
漁業災害補償法の規定に基づく加入区及び漁業区分(昭和四十九年秋田県告示第六百号)の一部を次のように改正する。

平成十四年六月二十五日

秋田県知事 寺田典城

第一号の表を次のように改める。

加入区の名 称	加入区の水 域 及 び 区 域	漁獲共済の対 象 とする漁業
岩館加入区	(水域) 共第一号漁業権の漁場の区域 (区域) 秋田県漁業協同組合の地区のうち八森町字岩館物見、字和田表、字岩館塚の台、字釜の上、字林の沢、字岩館向台、字門の沢、字岩館、字ノケソリ、字小入川家の上及び字伊勢鉢台の区域	1 わかめをとる漁業
八森加入区	(水域) 共第一号漁業権の漁場の区域 (区域) 秋田県漁業協同組合の地区のうち八森町字茶の沢、字滝の間、字家の向、字横間台、字横間、字山内台、字山内、字立石、字五輪台下段、字五輪台上段、字茂浦家の後、字茂浦、字下鍛冶助台、字中浜、字家の上、字椿、字椿台、字塚の台、字本館、字浜田、字浜田泊台、字古屋敷、字八森、字中家後、字上家後及び字磯村の区域	
北浦加入区	(水域) 共第五号漁業権の漁場の区域 (区域) 秋田県漁業協同組合の地区のうち男鹿市北浦北浦の区域	

北浦相川加入区	北浦湯本加入区	畠加入区	戸賀加入区	船川南磯上加入区	船川南磯下加入区	船川湾内加入区	脇本加入区
(水域) 共第五号漁業権の漁場の区域 (区域) 秋田県漁業協同組合の地区のうち男鹿市北浦相川及び男鹿中の区域	(水域) 共第五号漁業権の漁場の区域 (区域) 秋田県漁業協同組合の地区のうち男鹿市北浦野村及び北浦湯本の区域	(水域) 共第六号漁業権の漁場の区域 (区域) 秋田県漁業協同組合の地区のうち男鹿市北浦入道崎及び北浦西黒沢の区域	(水域) 共第七号漁業権の漁場の区域 (区域) 秋田県漁業協同組合の地区のうち男鹿市戸賀の区域	(水域) 共第八号漁業権の漁場の区域 (区域) 秋田県漁業協同組合の地区のうち男鹿市船川港女川、増川及び南平沢の区域	(水域) 共第八号漁業権の漁場の区域 (区域) 秋田県漁業協同組合の地区のうち男鹿市船川港本山門前、小浜、双六、椿及びび台島の区域	(水域) 共第九号漁業権の漁場の区域 (区域) 秋田県漁業協同組合の地区のうち男鹿市船川港芦沢、外ヶ沢、化世沢、船川、泉台、金川、金川台及びび羽立の区域	(水域) 共第九号漁業権の漁場の区域 (区域) 秋田県漁業協同組合の地区のうち男鹿市脇本の区域

仁賀保加入区	金浦加入区	象潟加入区	上浜加入区	岩館加入区	八森加入区
(水域) 共第十三号漁業権の漁場の区域 (区域) 秋田県漁業協同組合の地区のうち仁賀保町の区域	(水域) 共第十三号漁業権の漁場の区域 (区域) 秋田県漁業協同組合の地区のうち金浦町の区域	(水域) 共第十三号漁業権の漁場の区域 (区域) 秋田県漁業協同組合の地区のうち象潟町字中橋、字一丁目塩越、字二丁目塩越、字三丁目塩越、字四丁目塩越、字五丁目塩越、字才の神、字浜畑、字冠石下、字入湖の潤、字家の後、字武道島、字屋敷田、字荒屋、字荒屋下、字浜山、字四隅池、字上狐森及び字鳥の海の区域	(水域) 共第十三号漁業権の漁場の区域 (区域) 秋田県漁業協同組合の地区のうち象潟町小砂川、大須郷、川袋、大砂川、洗釜、西中野沢及びび関の区域	(水域) 共第一号漁業権の漁場の区域 (区域) 秋田県漁業協同組合の地区のうち八森町字岩館物見、字和田表、字岩館塚の台、字釜の上、字林の沢、字岩館向台、字門の沢、字岩館、字ノケソリ、字小入川家の上及び字伊勢鉢台の区域	(水域) 共第一号漁業権の漁場の区域 (区域) 秋田県漁業協同組合の地区のうち八森町字茶の沢、字滝の間、字家の向、字横間台、字横間、字山内台、字山内、
				2 とる漁業 てんぐさを	

船川南磯下加入区	船川南磯上加入区	戸賀加入区	畠加入区	北浦湯本加入区	北浦相川加入区	北浦加入区	字立石、字五輪台下段、字五輪台上段、字茂浦家の後、字茂浦、字下鍛冶助台、字中浜、字家の上、字椿、字椿台、字塚の台、字本館、字浜田、字浜田泊台、字古屋敷、字八森、字中家後、字上家後及び字磯村の区域
(水域) (区域) 共第八号漁業権の漁場の区域 秋田県漁業協同組合の地区のうち男鹿市船川港本山門前、小浜、双六、椿及び台島の区域	(水域) (区域) 共第八号漁業権の漁場の区域 秋田県漁業協同組合の地区のうち男鹿市船川港女川、増川及び南平沢の区域	(水域) (区域) 共第七号漁業権の漁場の区域 秋田県漁業協同組合の地区のうち男鹿市戸賀の区域	(水域) (区域) 共第六号漁業権の漁場の区域 秋田県漁業協同組合の地区のうち男鹿市北浦入道崎及び北浦西黒沢の区域	(水域) (区域) 共第五号漁業権の漁場の区域 秋田県漁業協同組合の地区のうち男鹿市北浦野村及び北浦湯本の区域	(水域) (区域) 共第五号漁業権の漁場の区域 秋田県漁業協同組合の地区のうち男鹿市北浦相川及び男鹿中の区域	(水域) (区域) 共第五号漁業権の漁場の区域 秋田県漁業協同組合の地区のうち男鹿市北浦北浦の区域	

岩館加入区	上浜加入区	象潟加入区	金浦加入区	仁賀保加入区	脇本加入区	船川湾内加入区	3 あわびをとる漁業
(水域) (区域) 共第一号漁業権の漁場の区域 秋田県漁業協同組合の地区のうち八森	(水域) (区域) 共第十三号漁業権の漁場の区域 秋田県漁業協同組合の地区のうち象潟町小砂川、大須郷、川袋、大砂川、洗釜、西中野沢及び関の区域	(水域) (区域) 共第十三号漁業権の漁場の区域 秋田県漁業協同組合の地区のうち象潟町字中橋、字一丁目塩越、字二丁目塩越、字三丁目塩越、字四丁目塩越、字五丁目塩越、字才の神、字浜畑、字冠石下、字入湖の澗、字家の後、字武道島、字屋敷田、字荒屋、字荒屋下、字浜山、字四隅池、字上狐森及び字鳥の海の区域	(水域) (区域) 共第十三号漁業権の漁場の区域 秋田県漁業協同組合の地区のうち金浦町の区域	(水域) (区域) 共第十三号漁業権の漁場の区域 秋田県漁業協同組合の地区のうち仁賀保町の区域	(水域) (区域) 共第九号漁業権の漁場の区域 秋田県漁業協同組合の地区のうち男鹿市脇本の区域	(水域) (区域) 共第九号漁業権の漁場の区域 秋田県漁業協同組合の地区のうち男鹿市船川港芦沢、外ヶ沢、化世沢、船川、泉台、金川、金川台及び羽立の区域	

戸賀加入区	島加入区	北浦湯本加入区	北浦相川加入区	北浦加入区	八森加入区	
(水域) (区域) 共第七号漁業権の漁場の区域 (区域) 秋田県漁業協同組合の地区のうち男鹿市戸賀の区域	(水域) (区域) 共第六号漁業権の漁場の区域 (区域) 秋田県漁業協同組合の地区のうち男鹿市北浦入道崎及び北浦西黒沢の区域	(水域) (区域) 共第五号漁業権の漁場の区域 (区域) 秋田県漁業協同組合の地区のうち男鹿市北浦野村及び北浦湯本の区域	(水域) (区域) 共第五号漁業権の漁場の区域 (区域) 秋田県漁業協同組合の地区のうち男鹿市北浦相川及び男鹿中の区域	(水域) (区域) 共第五号漁業権の漁場の区域 (区域) 秋田県漁業協同組合の地区のうち男鹿市北浦北浦の区域	(水域) (区域) 共第一号漁業権の漁場の区域 (区域) 秋田県漁業協同組合の地区のうち八森町字茶の沢、字滝の間、字家の向、字横間台、字横間、字山内台、字山内、字立石、字五輪台下段、字五輪台上段、字茂浦家の後、字茂浦、字下鍛冶助台、字中浜、字家の上、字椿、字椿台、字塚の台、字本館、字浜田、字浜田泊台、字古屋敷、字八森、字中家後、字上家後及び字磯村の区域	町字岩館物見、字和田表、字岩館塚の台、字釜の上、字林の沢、字岩館向台、字門の沢、字岩館、字ノケソリ、字小入川家の上及び字伊勢鉢台の区域

仁賀保加入区	西目加入区	本荘加入区	秋田加入区	脇本加入区	船川湾内加入区	船川南磯下加入区	船川南磯上加入区
(水域) (区域) 共第十三号漁業権の漁場の区域 (区域) 秋田県漁業協同組合の地区のうち仁賀保町の区域	(水域) (区域) 共第十二号漁業権の漁場の区域 (区域) 秋田県漁業協同組合の地区のうち西目町の区域	(水域) (区域) 共第十二号漁業権の漁場の区域 (区域) 秋田県漁業協同組合の地区のうち本荘市の区域	(水域) (区域) 共第十二号漁業権の漁場の区域 (区域) 秋田県漁業協同組合の地区のうち秋田市の区域	(水域) (区域) 共第九号漁業権の漁場の区域 (区域) 秋田県漁業協同組合の地区のうち男鹿市脇本の区域	(水域) (区域) 共第九号漁業権の漁場の区域 (区域) 秋田県漁業協同組合の地区のうち男鹿市船川港芦沢、外ヶ沢、化世沢、船川、泉台、金川、金川台及び羽立の区域	(水域) (区域) 共第八号漁業権の漁場の区域 (区域) 秋田県漁業協同組合の地区のうち男鹿市船川港本山門前、小浜、双六、椿及び台島の区域	(水域) (区域) 共第八号漁業権の漁場の区域 (区域) 秋田県漁業協同組合の地区のうち男鹿市船川港女川、増川及び南平沢の区域

第二号の表を次のように改める。

<p>八森加入区</p>	<p>岩館加入区</p> <p>秋田県漁業協同組合の地区のうち八森町字岩館物見、字和田表、字岩館塚の台、字釜の上、字林の沢、字岩館向台、字門の沢、字岩館、字ノケソリ、字小入川家の上及び字伊勢鉢台の区域</p>	<p>加入区名</p> <p>1 いか釣りを主とする漁業 2 えびかご漁業及びかにかご漁業 3 十トン未満の漁船漁業であつて1及び2に掲げる漁業以外の漁業</p>
<p>象潟加入区</p>	<p>(水域) 共第十三号漁業権の漁場の区域 (区域) 秋田県漁業協同組合の地区のうち象潟町字中橋、字一丁目塩越、字二丁目塩越、字三丁目塩越、字四丁目塩越、字五丁目塩越、字才の神、字浜畑、字冠石下、字入湖の澗、字家の後、字武道島、字屋敷田、字荒屋、字荒屋下、字浜山、字四隅池、字上狐森及び字鳥の海の区域</p>	
<p>金浦加入区</p>	<p>(水域) 共第十三号漁業権の漁場の区域 (区域) 秋田県漁業協同組合の地区のうち金浦町の区域</p>	

<p>能代加入区</p>	<p>秋田県漁業協同組合の地区のうち能代市の区域</p>
<p>北浦加入区</p>	<p>秋田県漁業協同組合の地区のうち男鹿市北浦北浦の区域</p>
<p>北浦相川加入区</p>	<p>秋田県漁業協同組合の地区のうち男鹿市北浦相川及び男鹿中の区域</p>
<p>北浦湯本加入区</p>	<p>秋田県漁業協同組合の地区のうち男鹿市北浦野村及び北浦湯本の区域</p>
<p>畠加入区</p>	<p>秋田県漁業協同組合の地区のうち男鹿市北浦入道崎及び北浦西黒沢の区域</p>
<p>戸賀加入区</p>	<p>秋田県漁業協同組合の地区のうち男鹿市戸賀の区域</p>
<p>船川南磯上加入区</p>	<p>秋田県漁業協同組合の地区のうち男鹿市船川港女川、増川及び南平沢の区域</p>
<p>船川南磯下加入区</p>	<p>秋田県漁業協同組合の地区のうち男鹿市船川港本山門前、小浜、双六、椿及び台島の区域</p>
<p>船川湾内加入区</p>	<p>秋田県漁業協同組合の地区のうち男鹿市船川港芦沢、外ヶ沢、化世沢、船川、泉台、金川、金川台及び羽立の区域</p>
<p>天王加入区</p>	<p>秋田県漁業協同組合の地区のうち天王町の区域</p>
<p>本荘加入区</p>	<p>秋田県漁業協同組合の地区のうち本荘市の区域</p>
<p>西目加入区</p>	<p>秋田県漁業協同組合の地区のうち西目町の区域</p>

第三号の表を次のように改める。

仁賀保加入区	秋田県漁業協同組合の地区のうち仁賀保町の区域	金浦加入区	秋田県漁業協同組合の地区のうち金浦町の区域	象潟加入区	秋田県漁業協同組合の地区のうち象潟町字中橋、字一丁目塩越、字二丁目塩越、字三丁目塩越、字四丁目塩越、字五丁目塩越、字才の神、字浜畑、字冠石下、字入湖の澗、字家の後、字武道島、字屋敷田、字荒屋、字荒屋下、字浜山、字四隅池、字上狐森及び字鳥の海の区域	上浜加入区	秋田県漁業協同組合の地区のうち象潟町小砂川、大須郷、川袋、大砂川、洗釜、西中野沢及び関の区域
加入区名 岩館加入区		加入区区域		加入区区域		加入区区域	
秋田県漁業協同組合の地区のうち八森町字岩館物見、字和田表、字岩館塚の台、字釜の上、字林の沢、字岩館向台、字門の沢、字岩館、字ノケソリ、字小入川家の上及び字伊勢鉢台の区域		漁業の区分		1 沖合底びき網漁業又は小型底びき網漁業		2 中型さけ・ます流し網漁業	
3 小型さけ・ますはえ縄漁業		4 中型さけ・ますはえ縄漁業		5 小型いか釣			

八森加入区	秋田県漁業協同組合の地区のうち八森町字茶の沢、字滝の間、字家の向、字横間台、字横間、字山内台、字山内、字立石、字五輪台下段、字五輪台上段、字茂浦家の後、字茂浦、字下鍛冶助台、字中浜、字家の上、字椿、字椿台、字塚の台、字本館、字浜田、字浜田泊台、字古屋敷、	1 沖合底びき網漁業	2 小型底びき網漁業	3 小型さけ・ます流し網漁業	4 中型さけ・ます流し網漁業	5 小型さけ・ます流し網漁業	6 中型いか釣り漁業	7 小型さんま流し網漁業	8 中型さんま流し網漁業	9 小型さめ刺網漁業	10 中型さめ刺網漁業	11 小型えびかご漁業	12 中型えびかご漁業	13 小型すわいがにかご漁業	14 中型すわいがにかご漁業	15 べにすわいがにかご漁業	16 たい・ひらめ大型定置漁業	17 はたはた小型定置漁業	18 雑魚小型定置漁業
-------	---	------------	------------	----------------	----------------	----------------	------------	--------------	--------------	------------	-------------	-------------	-------------	----------------	----------------	----------------	-----------------	---------------	-------------

字八森、字中家後、字上家後及び字磯村の区域

- 19 中型えびか置漁業
- 18 雑魚小型定置漁業
- 17 はたはた小型定置漁業
- 16 たい・ひらめ大型定置漁業
- 15 べにずわいがにかご漁業
- 14 中型ずわいがにかご漁業
- 13 小型ずわいがにかご漁業
- 12 小型えびか置漁業
- 11 中型さめ刺網漁業
- 10 小型さめ刺網漁業
- 9 中型さんま流し網漁業
- 8 小型さんま流し網漁業
- 7 中型いか釣り漁業
- 6 小型いか釣り漁業
- 5 中型さけ・ますはえ縄漁業
- 4 小型さけ・ますはえ縄漁業

戸賀加入区	畠加入区	北浦加入区	若美加入区	沢目加入区	浅内加入区	
秋田県漁業協同組合の地区のうち男鹿市戸賀の	秋田県漁業協同組合の地区のうち男鹿市北浦入道崎及び北浦西黒沢の区域	秋田県漁業協同組合の地区のうち男鹿市北浦北浦、北浦相川、北浦野村、北浦湯本及び男鹿中浜間口の区域	秋田県漁業協同組合の地区のうち若美町の区域	峰浜村漁業協同組合の地区	能代市浅内漁業協同組合の地区	
1 小型底びき	1 さけ・ます 小型定置漁業 2 大型定置漁業 3 雑魚小型定置漁業 4 はたはた小型定置漁業	1 百トン未満の漁船漁業 2 はたはた小型定置漁業 3 その他の定置漁業	1 雑魚小型定置漁業 2 はたはた小型定置漁業	1 雑魚小型定置漁業 2 はたはた小型定置漁業	1 雑魚小型定置漁業 2 はたはた小型定置漁業	ご・さけ・ます流し網漁業



	船川加入区
区域	秋田県漁業協同組合の地区のうち男鹿市船川港の区域
網漁業 2 小型さけ・ますはえ縄漁業 3 小型いか釣り漁業 4 さけ大型定置漁業 5 さけ・ます小型定置漁業 6 はたはた小型定置漁業 7 大型定置・雑魚小型定置漁業	1 沖合底びき網漁業、小型底びき網漁業又は小型底びき網漁業と小型えびかご漁業を併せ営む漁業 2 小型さけ・ます流し網漁業 3 中型さけ・ます流し網漁業 4 小型さけ・ますはえ縄漁業 5 中型さけ・ますはえ縄漁業
業 6 小型いか釣り漁業 7 中型いか釣り漁業 8 大型いか釣り漁業 9 小型さんま流し網漁業 10 中型さんま流し網漁業 11 小型さめ刺網漁業 12 中型さめ刺網漁業 13 小型すわいがにかご漁業又はしいら漬け漁業 14 中型えびかご漁業 15 中型すわいがにかご漁業 16 べにすわいがにかご漁業 17 たい・ひらめ大型定置漁業 18 さけ大型定置漁業 19 さけ・ます小型定置漁業 20 はたはた小型定置漁業 21 雑魚小型定置漁業	

金浦加入区	仁賀保加入区	天王加入区	五里合加入区
秋田県漁業協同組合の地区のうち金浦町の区域	秋田県漁業協同組合の地区のうち仁賀保町の区域	秋田県漁業協同組合の地区のうち天王町の区域	秋田県漁業協同組合の地区のうち男鹿市五里合の区域
1 沖合底びき網漁業 2 小型底びき網漁業 3 小型さけ・ます流し網漁業	1 小型底びき網漁業 2 小型いか釣り漁業 3 小型さめ刺網漁業 4 小型えびかご漁業及び小型ずわいがにかご漁業 5 雑魚小型定置漁業 6 さけ・ます小型定置漁業 7 はたはた小型定置漁業	1 はたはた小型定置漁業 2 雑魚小型定置漁業	1 はたはた小型定置漁業 2 雑魚小型定置漁業

象潟加入区	秋田県漁業協同組合の地区のうち象潟町の区域
1 小型底びき網漁業	4 中型さけ・ます流し網漁業 5 小型さけ・ますはえ縄漁業 6 中型さけ・ますはえ縄漁業 7 小型いか釣り漁業 8 中型いか釣り漁業 9 小型さんま流し網漁業 10 中型さんま流し網漁業 11 小型さめ刺網漁業 12 中型さめ刺網漁業 13 小型えびかご漁業 14 中型えびかご漁業 15 さけ・ます小型定置漁業 16 はたはた小型定置漁業 17 雑魚小型定置漁業

2	小型いか釣り漁業
3	小型さんま流し網漁業
4	小型さめ刺網漁業
5	小型えびかご漁業及び小型すわいがにかご漁業
6	雑魚小型定置漁業
7	さけ・ます小型定置漁業
8	はたはた小型定置漁業

第三号の表の備考中「さけ、ますを」を「さけ又はますを」に、「小型さけ・ますはえなわ漁業」を「小型さけ・ますはえ縄漁業」に、「はえなわ」を「はえ縄」に、「中型さけ・ますはえなわ漁業」を「中型さけ・ますはえ縄漁業」に、「小型いか釣り漁業」を「小型いか釣り漁業」に、「つり」を「釣り」に、「中型いか釣り漁業」を「中型いか釣り漁業」に、「大型いか釣り漁業」を「大型いか釣り漁業」に、「小型すわいかご漁業」を「小型すわいかご漁業」に、「利用してすわいかに」を「使用してすわいがに」に、「中型すわいかご漁業」を「中型すわいがかご漁業」に、「べにすわいかご漁業」を「べにすわいがかご漁業」に、「しいらづけ漁業」を「しいら漬け漁業」に改める。

秋田県告示第四百六十号

森林病虫害等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第七条の三第一項の規定による秋田県防除実施基準並びに同法第七条の五第一項の規定による秋田県の高麗公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域を次のとおり変更したので、同法第七条の三第四項（同法第七条の五第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、公表する。

平成十四年六月二十五日

秋田県知事 寺田典城

「次のとおり」は省略し、関係書類は次の箇所に備え置いて縦覧に供する。

農林水産部森林整備課、山本総合農林事務所、秋田総合農林事務所、由利総合農林事務所、仙北総合農林事務所、平鹿総合農林事務所及び雄勝総合農林事務所、秋田市役所、能代市役所、横手市役所、本荘市役所、男鹿市役所、湯沢市役所及び大曲市役所並びに山本郡琴丘町役場、山本町役場、八竜町役場及び峰浜村役場、南秋田郡五城目町役場、昭和町役場、八郎潟町役場、飯田川町役場、天王町役場、井川町役場、若美町役場及び大潟村役場、河辺郡雄和町役場、由利郡仁賀保町役場、金浦町役場、象潟町役場、岩城町役場、由利町役場、西目町役場及び大内町役場、仙北郡西仙北町役場、中仙町役場、田沢湖町役場、協和町役場、南外村役場及び西木村役場、平鹿郡増田町役場、雄物川町役場及び大森町役場並びに雄勝郡稲川町役場、雄勝町役場、羽後町役場、東成瀬村役場及び皆瀬村役場

秋田県告示第四百六十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第二十条第一項の規定により、道路と堤防との兼用工作物の管理の方法について次のとおり協議が成立したので、同条第六項の規定に基づき、公示する。

その関係図書は、建設交通部道路環境課において一般の縦覧に供する。

平成十四年六月二十五日

秋田県知事 寺田典城

道路の種類	路線名	道路の位置
一 道路の種類、路線名及び道路の位置	道 道	道 路 の 位 置
県 道	淀川北野目線	仙北郡西仙北町強首字柳町五五番地先から同町強首字川原崎三九五番一〇五地先まで

二 堤防の管理者の氏名及び住所

氏名 河川管理者 東北地方整備局長  
住所 仙台市青葉区二日町九番十五号

三 堤防の管理者が行う道路の管理の内容

(一) 道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理に必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）以外の部分の新設、改築、維持又は修繕

- (二) 路肩に接する法面で、当該路肩から法長一メートルを超える部分についての維持
- (三) 原則として道路専用施設以外の部分に係る災害復旧管理の期間
- (四) 平成十四年三月二十九日から当該施設の存続する日まで

秋田県告示第四百六十二号  
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。  
 平成十四年六月二十五日  
 秋田県知事 寺田典城

一 道路の区域及び供用開始の区間

道 路 種 類	旧 新 別	路 線 名	区 間	敷地の幅員（メートル）		延長（キロメートル）
				A	B	
県 道	旧	横手東成瀬線	平鹿郡山内村筏字大湯沢九九番八地先から字小野九番七地先まで	九・〇〇〇	一〇・〇〇〇	〇・〇七三
	新			横手東成瀬線	九・〇〇〇	一〇・〇〇〇
				九・五〇〇	一九・五〇〇	〇・〇五九

この表において、「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

- 二 供用開始の期日 平成十四年六月二十六日
- 三 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
- (一) 場所 建設交通部道路環境課
- (二) 期間 平成十四年六月二十五日から同年七月八日まで

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定に基づき、公告する。  
 平成十四年六月二十五日

秋田県知事 寺田典城

秋田県告示第四百六十三号

申請者の住所及び氏名	道路の位置の指定箇所	道路の延長	道路の幅員	指定年月日
本荘市出戸町字尾崎十七番地 本荘市長 柳田 弘	本荘市出戸町字一番堰十八番一	五十二・三メートル	六メートル	平成十四年六月十三日

公 告

南秋田郡天王町天王字天王百二十三番地の一鎌田堅治郎ほか十六人から申請があつ

た県営土地改良事業の施行に係る土地改良事業計画を変更したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十四年六月二十五日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業(天王中央地区土地改良総合整備事業)変更計画書の写し
- 二 縦覧期間 平成十四年六月二十六日から同年七月二十三日まで
- 三 縦覧場所 天王町役場

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、南秋田郡若美町土地改良区から次のとおり役員(の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成十四年六月二十五日

秋田県知事 寺 田 典 城

退任理事の住所及び氏名  
南秋田郡若美町野石字牛踏一番地二十二 石 川 敏 春

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、平鹿郡十文字町植田土地改良区から申請があった定款変更について、平成十四年六月十八日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。

平成十四年六月二十五日

秋田県知事 寺 田 典 城

特定調達契約について次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第十一条の規定により、公示する。

平成十四年六月二十五日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 落札に係る物品の名称及び数量  
パーソナルコンピュータ 五百四十七台
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
出納局管財課 秋田市山王四丁目一番一号
- 三 落札者を決定した日  
平成十四年六月七日
- 四 落札者の名称及び住所  
株式会社アイシーエヌ秋田支店  
秋田市山王三丁目一番十三号

五 落札金額

七千八十五万四千円

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 一般競争入札の公告を行った日

平成十四年四月二十三日

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七條の六第一項の規定により、公告する。

平成十四年六月二十五日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 入札に付する事項
  - (一) 購入物品名及び数量  
空港用高速スノーパ除雪車(自走式) 一台
  - (二) 購入物品の仕様等  
入札説明書及び仕様書による。
  - (三) 納入期限  
平成十四年十一月二十九日(金)
  - (四) 納入場所  
秋田空港管理事務所
- 二 入札に参加する者に必要な資格  
地方自治法施行令第六十七條の四の規定に該当しないこと。
- (三) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- 三 契約条項を示す場所等
  - (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先  
郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
  - (二) 秋田県出納局管財課(電話〇一八 八六〇 二七三八)
  - (三) 入札説明書及び仕様書の交付方法  
秋田県の休日を除き、平成十四年六月二十五日(火)から同年八月五日(月)規定する県の休日を除き、平成十四年六月二十五日(火)から同年八月五日(月)までの期間、随時交付する。
  - (四) 入札及び開札の日時及び場所  
平成十四年八月八日(木)午後一時三十分 秋田県庁地下一階管財課入札室  
郵便による入札書の受領期限及び提出場所  
平成十四年八月八日(木)午後一時二十五分 (一)に掲げる場所

(五) 入札の方法  
 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

四 その他

(一) 契約手続において使用する言語及び通貨  
 日本語及び日本国通貨

(二) 入札保証金及び契約保証金  
 (1) 入札保証金

入札者は、見積もった金額の百分の五以上の金額を開札までに納付しなければならない。ただし、秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」といふ。)第六十条第二項に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

(2) 契約保証金

落札者は、契約金額の百分の十以上の金額を契約締結までに納付しなければならない。ただし、規則第七十七条第二項第一号に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

(3) 入札保証金の納付を免除される者

次のア又はイの書類を平成十四年八月六日(火)午後三時まで(三)に掲げる場所に提出し、審査の結果、免除が適当と認められた者とする。

なお、提出書類について説明を求められた場合は、提出者の負担において完全な説明をしなければならない。

ア 過去二年の間に、国又は地方公共団体と当該調達物品又はそれに相当するものの契約を履行したことを証する書類(契約書、支払通知書の写し等(二件以上))及び仕様書の中で要求されている事項の履行能力を証する書類  
 イ 県を被保険者とする入札保証保険契約証書  
 契約保証金の納付を免除される者

(3)アの書類を審査した結果、免除が適当と認められた者又は県を被保険者とする履行保証保険契約証書を契約締結までに提出し、免除が適当と認められた者とする。

(三) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書

に記載された必要資料等を提出すること。

(四) 入札の無効  
 規則第六十六条に規定するところによる。

(五) 落札者の決定方法  
 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(七)(六) 契約書作成の要否 要  
 その他  
 詳細は、入札説明書による。

Summary

- 1 Nature and quantity of item to be purchased : 1 Self-Propelled High Speed Airport Runway Sweeper
- 2 Time-limit of tender : 1:30 P.M. 8 August, 2002
- 3 Contact point for the notice : Property Management Division, Bureau of Treasury, Akita Prefectural Government, 4-1-1 Sanno, Akita City, Akita prefecture 010-8570, Japan TEL018-860-2738

秋田県収納代理金融機関について、次のとおり名称の変更があったので、公告する。  
 平成十四年六月二十五日

秋田県知事 寺田典城

変更後	変更前	変更年月日
名称 秋田ふれあい信用金庫	名称 秋田ふれあい信用金庫	平成十四年六月二十四日
所在地 大曲市福住町九番十六号	所在地 大曲市福住町九番十六号	
名称 角館信用金庫	名称 角館信用金庫	平成十四年六月二十四日
所在地 仙北郡角館町岩瀬町二十二番地	所在地 仙北郡角館町岩瀬町二十二番地	

発行者 秋田県

印刷所

秋田市山王四丁目一番一号

秋田市山王七丁目五番二十九号  
 株式会社 松原印刷社  
 電話(862)八七六六 FAX(863)〇〇〇五  
 E-mail:matsubaras@matubarasatsu.co.jp

購読料金 一月三千五百円

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号  
 松原印刷社